特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
22	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
日出町は、特定公的給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に重大な影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するための適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
大分県日出町長

公表日
令和6年8月30日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務
②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第10条に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25 年法律第27 号。以下「番号法」という。）の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 ①令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金【令和4年4月28日終了】 ②令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金【令和4年9月20日終了】 ③令和3年度住民税非課税世帯への臨時特別給付金の支給事務【令和4年12月31日終了】 ④令和4年度住民税非課税世帯への臨時特別給付金の支給事務【令和4年12月31日終了】 ⑤令和4年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給事務【令和5年3月31日終了】 ⑥令和5年度エネルギー・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給事務 ⑦令和6年度低所得者支援及び定額減税を補足する給付金の支給事務
③システムの名称	（1）総合福祉システムWEL＋ （2）MICJET番号連携サーバー （3）Acrocity行政基本システム （4）中間サーバ

2. 特定個人情報ファイル名
子育て世帯等への臨時特別給付金支給情報ファイル、低所得世帯等に対する給付金支給情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一101 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第10条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（情報提供の根拠） ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条 （情報照会の根拠） ・番号法第19条第8号及び別表第二　121の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	介護福祉課、子育て支援課
②所属長の役職名	介護福祉課長、子育て支援課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課　〒879-1592　大分県速見郡日出町２９７４番地１　TEL：0977-73-3150

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	介護福祉課　〒879-1592　大分県速見郡日出町２９７４番地１　TEL：0977-73-3121 子育て支援課　〒879-1592　大分県速見郡日出町２９７４番地１　TEL：0977-73-3177

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年5月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年5月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[○]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[○]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[ ]接続しない（入手）**	**[○]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査　[ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月9日	Ⅰ1. ②事務の概要	令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領（令和3年12月21日内閣府府政経運第423号）、令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領（令和4年4月1日内閣府府政経運第139号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①申請不要の支給、申請による請求、諸届等の受理及び審査に関する事務 ②決定通知、諸通知発送に関する事務 ③給付金に関する事務	令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領（令和3年12月21日内閣府府政経運第423号）、令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領（令和4年4月1日内閣府府政経運第139号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の規定に基づき、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金及び電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給において特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①支給対象者を抽出する事務 ②申請不要の支給、申請による請求、諸届等の受理及び審査に関する事務 ③決定通知、諸通知発送に関する事務	事前	
令和4年12月9日	Ⅱ1. 対象人数	令和4年7月1日	令和4年12月1日	事前	
令和4年12月9日	Ⅱ2. 取扱者数	令和4年7月1日	令和4年12月1日	事前	
令和5年10月27日	Ⅰ1. ②事務の概要	令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領（令和3年12月21日内閣府府政経運第423号）、令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領（令和4年4月1日内閣府府政経運第139号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の規定に基づき、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金及び電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給において特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①支給対象者を抽出する事務 ②申請不要の支給、申請による請求、諸届等の受理及び審査に関する事務 ③決定通知、諸通知発送に関する事務	令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領（令和3年12月21日内閣府府政経運第423号）、令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領（令和4年4月1日内閣府府政経運第139号）、令和5年度日出町エネルギー・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事業実施要綱（令和5年6月28日日出町告示第64号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の規定に基づき実施する、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金及びエネルギー・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給において特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①支給対象者を抽出する事務 ②申請不要の支給、申請による請求、諸届等の受理及び審査に関する事務 ③決定通知、諸通知発送に関する事務	事前	
令和5年10月27日	Ⅱ1. 対象人数	令和4年12月1日	令和5年8月1日	事後	
令和5年10月27日	Ⅱ2. 取扱者数	令和4年12月1日	令和5年8月1日	事後	
令和6年2月29日	Ⅰ1. ①事務の名称	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関する事務	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務	事後	
令和6年2月29日	Ⅰ1. ②事務の概要	令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領（令和3年12月21日内閣府府政経運第423号）、令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領（令和4年4月1日内閣府府政経運第139号）、令和5年度日出町エネルギー・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事業実施要綱（令和5年6月28日日出町告示第64号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の規定に基づき実施する、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金及びエネルギー・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給において特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①支給対象者を抽出する事務 ②申請不要の支給、申請による請求、諸届等の受理及び審査に関する事務 ③決定通知、諸通知発送に関する事務	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第10条に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政 手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25 年法律第27号。以下 「番号法」という。）の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 ①令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金【令和4年4月28日】 ②令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金【令和4年9月20日】 ③令和3年度住民税非課税世帯への臨時特別給付金の支給事務【令和4年12月31日終了】 ④令和4年度住民税非課税世帯への臨時特別給付金の支給事務【令和4年12月31日終了】 ⑤令和4年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給事務【令和5年3月31日終了】 ⑥令和5年度エネルギー・食料品等価格高騰重	事後	
令和6年2月29日	Ⅰ1. ③システムの名称	（1）MICJET番号連携サーバー （2）Acrocity行政基本システム （3）中間サーバ	（1）総合福祉システムWEL＋ （2）MICJET番号連携サーバー （3）Acrocity行政基本システム （4）中間サーバ	事後	
令和6年2月29日	Ⅰ2. 特定個人情報ファイル名	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給情報ファイル	子育て世帯等への臨時特別給付金支給情報ファイル、低所得世帯等に対する給付金支給情報ファイル	事後	
令和6年2月29日	Ⅰ5. ①部署	介護福祉課	介護福祉課、子育て支援課	事後	
令和6年2月29日	Ⅰ5. ②所属長の役職名	介護福祉課長	介護福祉課長、子育て支援課長	事後	
令和6年2月29日	Ⅰ8. 連絡先	介護福祉課　〒879-1592　大分県速見郡日出町２９７４番地１　℡：0977-73-3121	介護福祉課　〒879-1592　大分県速見郡日出町２９７４番地１　℡：0977-73-3121 子育て支援課　〒879-1592　大分県速見郡日出町２９７４番地１　℡：0977-73-3177	事後	
令和6年2月29日	Ⅱ1. 対象人数	令和5年8月1日	令和6年2月1日	事後	
令和6年2月29日	Ⅱ2. 取扱者数	令和5年8月1日	令和6年2月1日	事後	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月26日	Ⅰ1. ②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第10条に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政 手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25 年法律第27号。以下 「番号法」という。）の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 ①令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金【令和4年4月28日】 ②令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金【令和4年9月20日】 ③令和3年度住民税非課税世帯への臨時特別給付金の支給事務【令和4年12月31日終了】 ④令和4年度住民税非課税世帯への臨時特別給付金の支給事務【令和4年12月31日終了】 ⑤令和4年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給事務【令和5年3月31日終了】 ⑥令和5年度エネルギー・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給事務	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第10条に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政 手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25 年法律第27号。以下 「番号法」という。）の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 ①令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金【令和4年4月28日】 ②令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金【令和4年9月20日】 ③令和3年度住民税非課税世帯への臨時特別給付金の支給事務【令和4年12月31日終了】 ④令和4年度住民税非課税世帯への臨時特別給付金の支給事務【令和4年12月31日終了】 ⑤令和4年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給事務【令和5年3月31日終了】 ⑥令和5年度エネルギー・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給事務	事後	
令和6年8月26日	Ⅱ1. 対象人数	令和6年2月1日	令和6年5月31日	事後	
令和6年8月26日	Ⅱ2. 取扱者数	令和6年2月1日	令和6年5月31日	事後	